



三井住友信託銀行が品川リフラクトリーズ<5351>株式の大量保有報告書を提出



品川リフラクトリーズ<5351>について、三井住友信託銀行が9月25日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。発行会社との総合取引推進のため、安定株主としての長期投資目的で保有するもの。」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の品川リフラクトリーズ株式保有比率は、5.10%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年9月15日。